

令和3年2月19日

# 産業厚生委員会記録

阿久根市議会



1. 日 時 令和3年2月19日(金) 13時03分 開会  
14時22分 閉会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、  
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、  
山田勝委員、仮屋園一徳委員
4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸
5. 説明員 水産林務課  
課長 佐潟 進 君 課長補佐 田原 勝矢 君
6. 参考人 牧尾正恒氏  
奥平和夫氏(補助者)
7. 会議に付した事件  
所管事務調査について
8. 議事の経過概要 別紙のとおり

## ◎所管事務調査について

### 岩崎健二委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開催いたします。

本日は、所管事務調査の「集落営農等の農業振興策（有害鳥獣含む）」を議題といたします。

初めに、有害鳥獣捕獲に関する補助金等について正確に把握するため、所管の水産林務課に資料の請求とその説明を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、水産林務課に資料と説明を求めるといたします。

資料が提出されるまで、暫時、休憩します。

(休憩 13:04～13:05)

(水産林務課 出席)

### 岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、水産林務課に資料の配付と出席をいただきました。

ただいま配付しました資料の説明を、水産林務課長からお願いします。

### 佐潟水産林務課長

それでは、配付いたしました有害鳥獣捕獲事業（概要版）の資料の内容について御説明いたします。

初めに、上段のところに4月から3月まで1年間の表示をしてあります。うち、11月から3月の途中まで、11月1日から3月15日になりますが、狩猟期、イノシシ・シカがこの期間の狩猟対象となります。その下段、青い枠になりますが、これが11月15日から2月15日まで、イノシシ・シカ以外の狩猟鳥獣について狩猟できる期間となります。この期間以外が猟期外ということで、有害鳥獣捕獲対象となる期間になります。

初めに、報償費（水産林務課）、これが有害鳥獣捕獲謝金、阿久根市単独の費用になります。イノシシ6,000円、シカ6,000円、アナグマ3,400円、カラス1,200円、サルが1頭につき2万円となっております。

次に、補助金ということで農政課が出している部分があります。これが緊急捕獲活動支援事業補助金であって、イノシシ・シカの成獣が7,000円、ジビエに活用した場合は9,000円、幼獣については1,000円、アナグマ1,000円、カラスが200円となっております。農政課の緊急捕獲活動支援事業補助金につきましては1年間を通して対象としているところでございます。

次の下段から委託料と補助金の枠がありますが、これまで支出してきた部分の内容について表示してあります。委託料につきましては有害鳥獣捕獲対策推進業務委託ということで、これが、それぞれ被害が出たりすることを想定してパトロール等をしていただいていた委託料になります。

次の下段、補助金の枠になりますが、有害鳥獣捕獲活動事業（水産林務課）、ハンター保険料4,000円。

その下段、獣類捕獲1,000円、鳥類捕獲1,500円、捕獲器用餌20万円。この3つの部分については現在補助しておりませんので、有害鳥獣捕獲活動事業という補助金ではハンター

保険料だけが対象となっております。

次の段の有害鳥獣捕獲活動事業犬見舞事業、これにつきましては現在も補助しております。猟犬の治療代が2万5000円を上限、猟犬の死亡見舞金3万円を上限としております。

次のイノシカ肉流通対策事業、これにつきましては御存じのように現在予算化しておりません。解体指導、残渣処理費、猟中に捕獲したイノシシ・シカに対する助成、流通対策職員人件費等、これらについては予算化しておりません。以上です。

**岩崎健二委員長**

課長の説明が終わりました。

皆さんから質問等はありませんか。

**濱門明典委員**

一番上段の水産林務課の有害鳥獣捕獲謝金ですけれど、これは幼獣も6,000円ですか。

**佐潟水産林務課長**

はい。水産林務課で支払う謝金については幼獣も同額であります。

**濱門明典委員**

了解です。

**岩崎健二委員長**

ほかにありませんか。補助金等の概要についてはお分かりですか。

**川上洋一委員**

農政課のものと水産林務課のものは1匹に対して両方もらえるのですかね。

**佐潟水産林務課長**

はい。1頭につきプラスしてです。

**川上洋一委員**

了解です。

**岩崎健二委員長**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、御多忙のところ水産林務課長ありがとうございました。退室をお願いします。

(水産林務課 退室)

次に、先の委員会で決定いたしましたとおり「いかくら阿久根」の代表、牧尾正恒さん  
に出席を求め意見交換を行いたいと思います。なお、参考人から補助者の同席を求められて  
おりますので許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、補助者の出席を許可します。それでは、参考人、並びに補助者の出  
席をお願いします。

(参考人・補助者 入室)

参考人、並びに補助者に出席いただきました。

本日は、お忙しい中、本市議会産業厚生委員会に出席いただき、誠にありがとうございます。  
委員会を代表して御礼を申し上げます。

さて、当委員会では、長期的かつ安定した有害鳥獣の捕獲、また、それと連動した、ジ  
ビエを生かした地方創生を行っていくためには「いかくら阿久根」の再稼働が欠かせないと  
考えているところです。

そこで、「いかくら阿久根」の再稼働についてどのように考えていらっしゃるか、再稼

働するに当たっての問題点は何か、問題解決のための具体的な方法は考えていらっしゃるかなどについて、参考人からお話を聞かせていただきたいと思います。

#### 牧尾正恒参考人

いかくらの牧尾です。

今、委員長のほうから話がありましたけれども、いかくらについてはいつでも稼働できるようにメンテを行っております。現在はいつでもできるようにしておりますけれども、今持ち込んでいない、持ち込ませないといいますかね、あそこに持って行ったら除名するとかそういうようなことで、一部の会員からそういう圧力がかかってほかの人は、持って行きたいと言う人はいますけれども、「持って行けば除名するよ」とか、「君はあそこに行ったんじゃないか」とか、執拗に言われるというようなことで、あそこに行けばいろんなことを言われるから、もう行きたくても行けないというのが現状です。しかし、せっかく造った施設ですので、これはどうしても生かさなくてはいけないというのは私もそう思っています。あそこを造った目的もそういうことですので、ぜひあそこを利用する、また元のように再稼働できるように、いかくらとしてはそういうようなことでいつでも再稼働できるように一応メンテをかけてやっております。

#### 岩崎健二委員長

いつでも再稼働できる状態でメンテをちゃんとしているということですが、今、少し触れられました再稼働するに当たっての問題点は何かということ、一つとしては捕獲隊が持ち込むなどしていることで持ち込まれていない。持ち込みたい人はいるみたいだということですね。

#### 牧尾正恒参考人

はい。

#### 岩崎健二委員長

それから、問題解決のための具体的な方法は何かないのかということ、何か具体的な方法を参考人として考えていらっしゃるものがあれば教えていただけませんか。

#### 牧尾正恒参考人

いわゆる捕獲隊のほうでいろんな、今まで指示書とかそういうものを水産林務のほうから代行して取りまとめて、指示書を出すのでも水産林務がやらなくてはいけないのを水産林務から捕獲隊のほうに依頼があって捕獲隊のほうでいろんな書類の取りまとめとか、指示書を出す。それがいつの間にかですね、指示書を出すのが捕獲隊の権限みたいなふうに変遷しているんじゃないかと思うんですね。なぜそう思うのかというと、もうあそこに行けば除名するよとかいうことがありますので、除名されたら駆除ができないから困るということで、あそこに行きたくても行けないというようなことですので、そこら辺を、本当に指示書を出しているのは誰かということですが、これは阿久根市長が指示書を出すわけであって、決して捕獲隊の権限で出しているわけではないわけですね。だから、そこら辺をはっきりと市のほうでも、捕獲隊から除名するとか何とかというような、そういう権限は捕獲隊のほうにはないと。本当にそういうことができるのは指示書を出している市長のほうの権限であるということ、はっきり分らせる必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

#### 岩崎健二委員長

その件につきましては、当委員会でも所管課を呼んで確認をしたところ、それにつきましては当委員会の皆さんはよく理解していると思いますが、もう1回申し上げます、捕獲隊から捕獲隊員となるべき人の推薦状をいただいて、その推薦状に基づいて市が指示書を交付したということの確認は取れております。ただ、今、牧尾代表が言われるように、では捕獲隊を除名するというような権限については、その捕獲隊の隊の中での規約に基づいてやるとすれば、それについては市としては、捕獲隊という一つの団体のことですので

そこまでは言えないと。だが、捕獲隊を除名されたとしても市から出している捕獲指示書についての有効性がなくなることはないということは水産林務課、農政課含めて所管課との確認は取れているところだと思います。そういうことですよ、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### 牧尾正恒参考人

今言われた推薦状ですね、これは過去にですね、何で捕獲隊のほうで推薦したかといいますと、昭和40年代から50年代に入って非常に捕獲隊になりたいという人が多かったものだから、だからそれを調整するために捕獲隊のほうで人選するわけですよ。例えば、4人辞める人がおれば4人を追加して入れると。そうしないと捕獲隊になりたいという人が非常に多かったものですから、だから捕獲隊のほうで推薦して、その推薦に基づいて市のほうにこの人とこの人を捕獲隊にしてくださいということで、過去はそういうことでやっておりましたけれども、現在、そういう推薦というような制度はですね、というのは市のほうでも捕獲隊になりたいという人は少なくなって、人数を制限しなくてもいいような状況になっていますので、特に推薦をするということは必要ないというような現状なんですよ。昔は捕獲隊になりたいという人をむやみに入れたらすごい人数になるということで、その中から人選して、辞めるということは全然捕獲しなかった人なんかの場合は次の年は引いてもらいますよ、何日以上出ないと捕獲隊員から外しますよということで、それに該当する人が例えば4人いたら4人を新しく入れると。しかし、4人入れるのだけれども例えば10人希望者がいた場合はその中から誰と誰をと推薦して出していたのですけれども、現在は、非常に捕獲隊員になるための要件というのは緩和されてというか、入る人が少ないということで、もう無条件にでも入れるというようなふうに規約も改正されているんですよ。だから、推薦というのは今はもうないと思います。

#### 岩崎健二委員長

参考人から話がありましたが、委員の皆さんから質問はないですか。

#### 中面幸人委員

所管課と話をする中で、いい方向に進めていく中で、捕獲に対してどうしても行政が捕獲隊に頼らないといけないとかという、そこに引っかかっている面があって、というのは、捕獲に対して一般捕獲と共同捕獲というのがあるということで、その辺を説明していただけますか。

#### 牧尾正恒参考人

捕獲については一般捕獲と、共同ではなくて法人捕獲ですね。法人捕獲というのは、前は県知事のほうに被害の写真をつけて申請していたのですけれども、それが県から各自治体のほうに権限委譲して、だから今、県知事の許可じゃなくて阿久根市長、自治体ですので法人ですね、の捕獲はできるというふうに変わっているわけですね。

さっき言われた団体捕獲というのは、鉄砲の場合は団体で行きなさい、単独で行けば問題がありますからということで、5人以上団体を組んでいきなさいというのが団体捕獲であって、先ほどの法人捕獲とは別個のことです。団体捕獲しよったけれども犬がいなくてはいけない、それから一つの山を囲むのに最低5人はいなくてはいけないということで、効率がいいように、危なくないように、どこに何人入っているというのが分かるようにということで団体捕獲というのはありましたけれども、現在は、団体捕獲というのは犬がいなくちゃできない、銃の場合はですね。だから銃の場合は団体捕獲、それからわなの場合にはもう個人でできるわけだから、もう団体捕獲というのはないということですね。ただ犬を持っている人ももう少ないから、それと昔は土曜とか日曜とかの休みには犬を連れて行って集まってやりよったけど、今はそれがだんだん少なくなったと。結局捕獲の効率が悪いということ。1頭のイノシシを捕るのに前の頃は大体10人くらいの手がかかったと。10人で行って1頭捕ったら例えば7,000円くるところが700円ずつになりますし、今は犬を

持っている人も少なくなる。それから、今はほとんどわなに変わっていますので、今の法人捕獲はそういうようなことですね。

#### 中面幸人委員

今話しがありましたように、県から市町村に移譲したときに、いわば法人というのは阿久根市という形での法人であって、例えば捕獲協会の捕獲隊の、あの法人ではないということをおもひも理解していただきたいというふうに思います。そこで、会長のほうから解決策の一つとして、捕獲隊が指示書の権限について市ではなくて捕獲隊のほうにあると勘違いしているんじゃないかということで、考えないといけないところはそこにあると思うんですよ。だから、市から捕獲隊の各個人個人に指示書を出して、捕獲隊がまとめてやるからこういうことになるんであって、だからこういうやり方を変えなければなかなか前に進まないと思うので、その辺をみんなにも認識してもらいたいと思います。

#### 牧尾正恒参考人

今言われた指示書を出すのは阿久根市長だということ。確か捕獲隊のほうは市との関係、私が20何年やっておりましたが、やはり市のほうの事務手続がスムーズに行くようにということで我々はずっとやってきたわけですよ、いろんなことを代行してといいますか、例えば印鑑についてもそうです。毎月申請するのに印鑑がいる、印鑑がいるから私のほうでみんなから印鑑を預かって、水産林務のほうで指示書を出すからということで印鑑を借りて来て印鑑をついたという、そういうような経緯があって、市のほうも我々が協力すればやりやすいし、我々も市のほうに、指示書とかそういうものが来るとき一人一人配るよりも捕獲協会のほうに渡せば捕獲協会のほうで配付できるというようなことで、非常にいい関係できていたわけですが、今は各個人でというふうになってはいますが、今まではそういうふうにして捕獲隊のほうで代行していたそれが、何かいつの間にか捕獲隊の権限で指示書を渡しているというふうになんか誤解しているんじゃないかというふうに思いますよね。

#### 濱門明典委員

こういう原因になったというのがですね、やっぱり会長のそういう捕獲隊の人からのいろんなものがあるのをちゃんと答えていないからこういうことになっているんですよ。今、時系列を私から委員の皆さんに配付しておりますけど、25年の6月に今の施設ができたわけですね、いかくらの。そういう中で、当時の監査員役の川畑さんという方なんですけれども、その人が監査したときにどうも中身が不備であるから、会長にそれを正してくれと言ったところが断られたということで、これは26年の3月にそういうことがあったみたいですね。それで、27年の4月には猟友会で有害鳥獣捕獲協会会員謝金の公開を求めたのは却下された。なぜこういうところが、一つ一つ会長のところに資料があるのに何でそれを出して捕獲隊の人たちに公表できなかったんですかね。

#### 岩崎健二委員長

濱門委員、この前の委員会でも話したとおり、過去のいろんなことにつきましては、今、係争中というものもありますので、ここは裁判所ではありませんから、係争中のものについて触れることは委員会にはあまりなじまないと思いますので、委員会でこの前から話していますように、農作物の被害をいかにしたら減らせるかというのを皆一生懸命考えているわけですから、この前も話したとおり過去のことは過去のこととして、それは係争中ですので別なところでやってくださいと。それで委員会としてはいかくらを動かす、捕獲隊の人には捕獲してもらおう、そうするためにどうしたらよいかということをおもひを議論しましょうと今やっていますので、そのような観点で質問をしていただきたいと思います。

#### 濱門明典委員

今のいかくらの施設というのは誰のものなんですか。

#### 牧尾正恒参考人

あれは法人ですので、一般社団法人いからです。

**濱門明典委員**

捕獲隊員全員が利用できる施設ですよ。

**牧尾正恒参考人**

そうです。

**濱門明典委員**

会長のものでもないわけですよ。

**牧尾正恒参考人**

そうです。

**濱門明典委員**

そうですよ。そういうときにですね、今、捕獲隊員ではないですよ、牧尾さんは。

**牧尾正恒参考人**

はい。

**濱門明典委員**

そういうことですね、私も捕獲隊の中からはいろいろ聞くんですよ。あの施設を本当に使いたい。使って、それで捕獲の解体料というのはもういらないと。肉に関しても好きな人がいたらあげると。とにかくあそこを借りて解体をしたいというのが捕獲隊の意向なんです。それで解体料という補助金はいらないとはいっていますので、それで必要となる部分が残渣処理代だけ出してくれれば、あそこは自分たちで運営できると捕獲隊の人たちは言っています。それに対して牧尾さんはどのように考えられますか。

**牧尾正恒参考人**

捕獲隊員の中には、あそこの会員である人もいますし会員でない人もいます。スタートのときは駆除隊であそこの施設を造ろうということで造ったのですけれども、途中でですね、いろんな意見があったり、足を引っ張るといふか、いろんな意見がありましたのでいからを育てていこうという、本当にそういう人たちの集まりにするべきであるし、また、募集も会員になる手続も踏んでいなかったものですから、途中でいからの会員になりたい人は届けを出してくれということ届けをして、その中で届けをしていからの会員になっている人は42名の人会員になりました。だから、その人たちのものであるわけですよ。

**濱門明典委員**

会長は私が言ったことには答えていらっやいませんけれども、今、捕獲隊の人たちはそういう気持ちがあるから、あそこを開放してほしいというのが捕獲隊の人たちの意見なんです。あそこを解放してほしいと。その代わり解体料とかはいらないと。そういうことに関して、牧尾さんはどういうふうと考えられますか。

**牧尾正恒参考人**

あそこを開放してもらいたい、その意味が分からないのですが。

〔発言する者あり〕

**岩崎健二委員長**

暫時、休憩します。

(休憩 13:34～13:41)

**岩崎健二委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。  
ほかにありませんか。

## 仮屋園一徳委員

今、委員長が言われましたように、この会は今のいかくらをどうしたら再開できるかということで今日は参考人に来ていただいていると思います。先ほどから出ましたように、再開するには、イノシシ・シカ、そういう獲物があるわけですので、それを受入れるためにはどうしたらいいかという意見が先ほど出ました。推薦とか、そういうことなんかがですね。あとですね、参考人にお聞きしますけれども、再開するとすれば資金が要るわけですね。私は前回来てもらったときに言ったのですが、やはり解体するためには解体費用が要るわけですので、人件費とか事務費とかですね。だから、それを明確に当初していなかったんじゃないかなということで、それは先ほど委員長からもありましたように再開するとしたら明確にして再開すべきだと思うのですけれども、まあ補助金のあとの話だと思うのですけれども、参考人の財政面に関する考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

## 牧尾正恒参考人

まず、あそこを再開するには二つの問題があるかなと思います。

一つは、あそこに持って行ったら除名するとか何とかという、そういうようなものを排除する。すなわち、そういう権限はないんだよというしっかりとしたものを、文書でも出してもらって、駆除隊員としての除名はできないんだよというような、そういうふうなもの、それがあからみんな持って来たくても来ないわけだから。

それともう一つは、今、補助金という話もありましたけれども、補助金というよりも私は、25年に遡ってみると市から言われたのは、あそこに持ち込んで解体したら解体手数料として2万円払いますというようなことでスタートしたものであるから、決してこれは補助金というのとはちょっと性質が違うかなと思いますね。請負契約みたいなものですかね。1頭捕ったら2万円あげます。だから10頭捕ったら20万円あげますと。だから造ってこれというのがスタートですので。何でそういうふうな解体手数料を払うかという、現在でもですけどもジビエというのはまだ認知されていないから、解体してすぐ売れて採算が合うというようなことは、まだ今の時点ではできないんですよ。だから、あれは2、3千万出せば造れる施設ですけども何でみんなが造らないかという、まだ造っても採算が合わないというようなことでみんな造らないわけだから。だから、やはり解体手数料というのはもう少しは予算措置をしてもらわないと厳しいかなと思うのですよね。だから、解体手数料が出ないから会員が持って来た場合は5千円でももらおうかというようなことにしているのですけれども、5千円払うのだったら持って行かないというようなことで、捕獲する意欲がなくなるというかですね、ですので、やはり解体手数料というのは予算措置をしないと会員に、今までは、2万出る頃は会員から取る必要はなかったのですけれども、市のほうから解体手数料が出ないとなるとやはり幾らかもらわなければやっていけないと。取りあえず幾らが正しいかという数字はまだ出ていませんけれども、しばらくの間だろうから5千円くらいはもらおうかとスタートしたのですけれども、その5千円を出したくないという人もいるし、それはその人の考えだからそれでいいのですけれども、やはり持って行ったら首にするとか、5千円まで出しては持って行かないという人もおりますので、そこはやはり捕獲を進めて農家被害をなくすというような観点からすれば、市のほうもそこら辺は手当てしてやらなくちゃいけないんじゃないかと思います。

## 仮屋園一徳委員

補助金とは私なんか理解していないんですよ。補助金じゃないとういうのは分かっています。

あと、この前の調査で持ち込まれた80%は持ち帰っていて、あとの20%が残ってその分を販売しているということでお聞きしたのですけれども、その辺について、今後のことも含めて、先ほど委員長から提案のあった、全部をあそこの施設で受け取って、それを必要な人に販売すると。もちろん捕獲した人も持ち帰りたいときには金銭的に持って帰っても

らうというふうな提案をこっちはしているのですけれども、その辺については、肉の今までの動きとかからしてどのような考えを持っていらっしゃるでしょうか。100%、そういうものができるのか、また、捕獲した人の考え等も含めてお聞きしたいと思います。

#### 牧尾正恒参考人

そこら辺りが難しいところで、捕った人からすれば、あそこに持って行って全部取られてしまうというのは面白くないですよ、捕った人からすれば。だから、そこら辺をどういうふうに、例えば半分本人にやる、もう半分はいかくらでとか、そういうようなものは話を詰めていかないと捕った人からすればあそこに持って行けば全部自分の物じゃなくなるでは、これでは捕った人の意欲がなくなると思うんですね。

それから、いかくらのほうも継続していくためにはある程度黒字でないといけないというところもありますけれども、それも何頭捕れたからどうということになりますので、捕れる頭数によって、100頭なのか500頭なのか1,000頭捕れるのか、それによって全然数字が変わってきますので。

〔発言する者あり〕

#### 仮屋園一徳委員

ルールづくりをしなければいけないということですよ。

#### 牧尾正恒参考人

そうですね。

#### 岩崎健二委員長

今、私なんか聞いてるのは、いかくらに持ち込まないので、自分でさばいてする人もおるでしょうけれども、穴を掘って埋めないといけないと。埋めるということは肉にならないわけです。そのときに6,000円と7,000円の1万3000円がもらえると。でもこれは穴を掘って埋めた場合。いかくらに持って行くとプラス2,000円もらえるじゃないかと。というのが私なんかの考えなんです。今、参考人は肉を置いてきたら捕獲者の意欲がなくなるんじゃないかと話をされましたけれども、今は捕って埋めて肉にならないわけですから、埋める労働力には大変なものがあるじゃないかと。それよりもいかくらに持ち込んだら自分の労働力がなくて2,000円もらえると。

〔「まだ委員から話が」と呼ぶ者あり〕

この前までの委員会としての話を伝えているんです。

そういう話だったんですよ。だからそう考えると、今おっしゃった捕獲意欲がなくなるというのは若干違うんじゃないかと。

#### 木下孝行委員

この前から、先ほど委員長からもあったように、流れというのは捕獲隊のほうで新しい施設をもう一つ造ってくれと、我々のために。そういった意見があつてですね、だけどそれではいけないのではないかと。やはり今あるいかくらを何とか生かして、そこだけでやってもらうようにしていかなければいけないのではないかとというような話でまとまったから、そこで両者がトラブっている状況をなんとか改善して捕獲隊が今のいかくらに持ち込めて、それを解体して市内の飲食店、飲食店の関係者からも阿久根の飲食店に流してくれと。安くで流してくれればジビエ料理として阿久根の料理を作っていくんだという意見もあるわけですよ。過去、我々は最初いかくらを造るときにそういう要望をしたのですけれども、実際には阿久根には全然流通しなかった、したけれども高かった。私は期待外れだった。もっと安く提供してくれればもっと市民に浸透したのかなと思う。だからそういうのもあって、今、委員長が言ったように、現在は補助金は入っていない状態で、捕獲したときには捕獲謝金が国のものが7,000円入るだけです。それでその人たちがほぼもう埋めている状態。それはもったいないじゃないか、生かさないといけない。だけど捕獲隊の人たちが言うもう一つ造ってくれというのは、これはできないよねと。今まで委託料含め

て、いかくらと捕獲隊が良好な関係の中で我々はずっと補助してきたわけで。それでいかくらの設備や建物の返済はしてきているわけですよ。だから、そういう中では新たに造ってそこに補助金をとということは、もうこれはしちやいかんと。何とかいかくらを残す、そのためにはどうしたらいいかという話をしているわけですよ。だから、先ほど牧尾さんから、まずはいかくらを運営していくためには捕獲隊の人たちが持ち込んだらいけないとかという、そういう縛りをなんとか外してもらえれば今よりも多く持ち込んでくれるから、そういう方向に持って行ってくれないかということが一つですよ。

〔参考人「はい、そうです」と呼ぶ〕

捕獲隊の方を24日に参考人として呼んで委員会をしますので、その辺の話はそこでできると思うんですよ。許可はあくまでも市の許可であって捕獲隊の許可ではないんだから、捕獲隊の人は捕ったらいかくらに持ち込んでくれということは、我々はお願いができるわけですよ。当然、どういう返事なのかは分からないですけども、我々はそういうお願いはできるわけです。捕獲隊に持ち込んでくれと。それでいかくらの会員以外の捕獲隊の人にも持ち込んでくれということはお願いできるわけですよ。なおかつ、そういう中で向こうが了承してくれて持ち込むような形になったときに、じゃあ運営をしていくのに、今までの補助金は全部白紙ですからね、新たにどのくらいの補助があれば、これはギリギリですよ、正直言ってどのくらいでギリギリ運営できるのか。あとのプラスは営業努力ですよ。それでプラスにしてもらいたい。ギリギリのラインで幾ら欲しいのか。それで運営はできる。あとの黒字の部分は県内であつたり県外に流通させて利益を残していきますよと、そういうふうにしてもらえるのであれば、十分話になっていくのではないかなと思うわけですね。そういう考えについてどうですかね。

#### 牧尾正恒参考人

まず、捕獲隊といかくらともめているような話ですけども、いかくらの会員というのは阿久根だけでなくて脇本もなんですね。脇本の人たちもそうだと。脇本のほうから全然そういう声は出ていません。いかくらの運営がどうだというのは、それと、阿久根の会員の中でもみんながみんないかくらの運営がどうだこうだと言っているのではなくて、これはごく一部の人たちなんですよ。だからほかの会員の人たちにはいかくらに持って行きたいと言うのだけれども、持って行けば除名するからと言うから、ほかの人が黙っているというようなことであって。このいかくらの運営がどうこうというのは、もうはっきり言いますといかくらの会員でない人たちが、希望を取ったときにもういかくらには入らないという人たちの意見がほとんどなんですね。

#### 木下孝行委員

そういうのが原因でトラブルが続いているじゃないですか。

ここは一回それをゼロにして、会員じゃなくても捕獲隊のほかの人たちにも持って来ていいですよ。そこで捕獲隊員から幾ら捕るか、市から幾ら補助が入るか、それはまた別の話として、そういうふうに、こちらもバリアを張りっぱなしじゃなくて、いかくらの会員になっていない人たちも持って来ていいですよという方向で行かないと話は先に進まないと思うんですよ。

〔参考人「そうですね」と呼ぶ〕

お互いに突っ張り合っていたんじゃ。だから妥協するところは多少妥協してもらって進んでいかないと、私は相手方も多少納得する部分があればいけないと思うんですよ。だからそこら辺はそうしたほうがいいと思うんですよ。

#### 牧尾正恒参考人

いかくらに持ち込む、持ち込まないというのは、まず駆除隊員であるかが問題なんです。市のほうが出しているのが、今までですよ、駆除隊員であるから出すわけです。いかくらの会員だから出すとかではないんです。だから今までの取扱いは、いかくらの会員じゃな

いからあなたは金を払いなさい、市から出ていないんだからとかそういうのではなくて、今までは駆除隊に市は出していたわけだから。だから、いかくらの会員であろうとなかろうと、これは全然関係ないんです。ただ区別しているのは、駆除隊員でない人が持ち込んだときは有料ですよというのは言っております。そういうことです。

**木下孝行委員**

私は誤解していたのだけれども、阿久根市の許可を取った人はいかくらの会員じゃなくても持ち込めるのですか今は。

**牧尾正恒参考人**

そうです。

**木下孝行委員**

前からですか。

**牧尾正恒参考人**

そうです。最初からです。

**木下孝行委員**

それを勘違いしているわけですか、捕獲隊のほうは。会員じゃないと持ち込めないというふうに思っているわけですか。

**牧尾正恒参考人**

それは違います。駆除隊員であるかないかのことです。あそこが有料になるか無料になるかは。

**木下孝行委員**

捕獲許可を取っているでしょ。いかくらの会員に入っていない人たちが持って来れなかったという話もあったような気がするんですけど、それはないわけですね。

**牧尾正恒参考人**

市が出す解体処理費、これは駆除隊員が捕ったときの解体処理費として出しますので、いかくらの会員であろうとなかろうと関係ないと。

**木下孝行委員**

駆除隊員イコール許可を捕った人ですよ。

**牧尾正恒参考人**

捕獲許可というよりもですね、捕獲許可も二通りあって、普通の狩猟するときの、猟期中に捕獲許可をもらった人と、それから市から出る指示書に基づいて捕獲するのと二通りあるんですよ。だから市が出した指示書に基づいて捕獲した場合は、これは駆除隊員ですから当然あそこの施設を使うのには市から金が出ていらないと。ただ、今は猟期中ですけれども、猟期中で駆除隊員でなければ一般狩猟者ですから、これは当然金が要ということですよ、今までやってきたのは。

**山田勝委員**

この前したところから先の話をしなないとですね、もうバックしたら駄目ですよ。だからもう、今から先の話で、例えば阿久根市が責任をもって駆除させると、それもお願いせなにかんなどいう中でですね、なら、いかくらの運営について、お宅たちが肉を売ってそれで運営してよって。それで足らなところは阿久根市に何とかせなにかんどうってという話をしようねというところまで行きましたよね。ところが、これは私から言わせればそう簡単に行けるとは思っておりません。阿久根市も無責任な部分があるんですよ。2万5000円やるからあとはあなた方がしてくれと、ずっと払っていたわけですね。その後、もめたからってプツッて切ってですよ、こんな無責任な話はないです。私に言わしたら。だからその付近は担当課にも厳しい話をしなないといけないですよ。ちゃんといかくらの方と話を詰めて、せめてこれぐらいは出してくれないと困るよという線をつくらないといけないよと、

これはみんなそう思っていますよ。

会長、私が思うのは幾らぐらい今まで、前の農政課長もあるいは今来た水産林務課長もわざわざ肉であんしは儲けてという話をしよりましたよ。でも、現実にはそんな簡単なもんじゃないよと僕は思っていましたよ。そこ辺りはどうなんですか。

#### 牧尾正恒参考人

確かに経営的には今まではよかったですね。だけど、29年度からパタッと切れましたね。補助金を出さないというようなことでしたけれども、出るだろうと思っていたら本当にでなかったですね。だからその年は1,400万円の赤字でした。その後、30年、31年と全然出ないわけですから、もう金も底を尽きましたですね。

#### 山田勝委員

それは分かりました。

私が言いたいのは、肉をどれくらい売ってですよ、肉でペイさせなっとならんとなくなると言いたいんだけど。

#### 牧尾正恒参考人

肉を売って採算が合うように努力しないとというふうに我々は思っています。思っていますけれどもまだ、今、特にコロナ禍ですから、注文もまず来ないし、認知されるのにはまだちょっと時間がかかるかなと思いますね。試算しますと大体1頭解体する経費というのは2万1000とか3万1000とかかかります。だからそれが経費なしで、例えばみんなから5,000円もらったって採算が合わないから、やはりそれなりの手当てはしてもらわなくてはいけないというのが現実ですね。肉は今まで大体500万くらい売っているんですよ。

#### 山田勝委員

1年間にですか。

#### 牧尾正恒参考人

年間。

#### 濱門明典委員

実際はですよ、我々もこう委員会で話しても、どっちにしても捕獲隊と会長とやっぱりしっかりした話し合いをしてここに持って来てくれれば、我々委員会としては動けると思うんですけども、どうしてもそこがなかったら、今度は24日に捕獲隊の方が来て話をされるんですけども、私は絶対にうまくいかないと思っています。

[発言する者あり]

#### 木下孝行委員

うまくいくように我々は委員会で今こうして参考人を呼んで話をするわけで、頭からうまくいかないとか、そんな話は言わないようにしないと。

#### 岩崎健二委員長

当初から言うておりますように、農作物の被害軽減をいかにして抑えるかというのが当委員会の最大の目的ですので、そのために皆さんに御足労願っているわけですから、前向きな発言、どうしたらいいのか、今、皆さんからも参考人からもこうしてほしいああしてほしいというものも出ていますので、それを参考人も理解していただいて、極力それに協力していただくという姿勢でないとこの話は先に進みませんので、委員の皆さんもぜひそういうことでお願いします。

#### 川上洋一委員

率直に聞きますけれども、いかくらの経営として、この話がうまくいくかというところは、率直な気持ちどう思われていますか。折り合いがつかつかつかないか、今の状態です。次に捕獲隊が来たときにいろいろな提案も出ると思います。だけどそれは、今、会長がおっしゃるとおり、うちは来ればやるよというスタンスでいてもらうのはすごくありがたいことなんですけれど、今後は捕る方が、いや、それは飲めない。多分、私はもう、

今の濱門委員の話の中からそういうふうにとれるのですけれどもニュアンス的に。例えば牧尾さんが外れれば俺たちがやるということ、そう言うこと自体でこれはちょっと難しいかなと思うのだけれども、牧尾さんとしては率直に、これはもう無理やっどと思うのか、何とかなくなっていくでしょうという気持ちがあるのか、どうなのでしょう。

#### 牧尾正恒参考人

捕獲隊の中の一部と言いましょかね、人はあれは私のものだと思っているんですね、いかくらを。ところがあれは一般社団法人という法人のものであって、たまたま私が今代表をしているだけであって、私のものではないと。これは思ってもらいたいのですけれども、牧尾のものだというふうに思っている人がかなりおりますね。だから牧尾とは協力したくないとかと言いますけれども、決してあれは私の個人のものではない。一般社団法人いかくらという法人のものであるというようなことですね。私は必ず捕ったものはいかくらに持ってきなさいと言うのではなくて、本人の都合で持ってきたくない人は持ち込まなくても構わないわけですけれども、持ち込みたいという人については利用できるようにさせてもらいたい、そういうふうに思いますよね。それで、今、持ち込むなど言っている人たちの過去のあれを見てみれば、いかくらにはほとんど持ってきていない、あそこにはですね。というような一部の人たちです。だから捕獲隊がどうこうというのではなくて、捕獲隊の中の一部の人が持ち込むなどか何とかと言っているのだから、全体が言っていることではないということですよ。

#### 川上洋一委員

分かりました。

#### 濱門明典委員

実際に、私は牧尾さんの話はあまり聞いていなくて捕獲隊の人と話がよくするのだけれども、本当にこれは我々がああしなさいこうしなさいということはできないし、それで牧尾さんが代表であればですよ、1回みんな集めてこれはどうしたらいいかということをお話です、そこで結果が出たのをここに持って来て、あとは補助金をどうのこうのという話になってくると思うんですよ。だから、私たちがどひここでもんでも、捕獲隊はこう言っている、牧尾さんはこう言っている、そういう話をここでしても24日に捕獲隊が来たときに、やっぱりそういうような話になって、我々もあそこを活用してほしいというのは思いますよ。だからそういうときにですよ、牧尾さんは1回みんな集まってくれということをお代表なんだから言えばいいことで、それで集まった中でこうしたいとか意思表示すれば分かることじゃないですか。どうですかそこらは、できますか。

〔発言する者あり〕

#### 牧尾正恒参考人

いかくらはいかくら、捕獲隊は捕獲隊と、これは別個のものであるということをおまず認識してもらいたいですね。

#### 岩崎健二委員長

濱門委員の提案として、いかくら阿久根という一般社団法人の総会等が、今あまりなされてないというので、ぜひそういうこともしてくれと。もう一回代表のほうから会員に総会の案内とかして、そういうことも進めてほしいということだと思しますので、そこについては参考人のほうもそれらを考えて、できるだけ委員の皆さんの意見にも耳を傾けていただけたらと思います。

#### 川上洋一委員

それはいかくらの会長に言うべきことではないと思います。それはやっぱり役所が許可書を出している以上は、役所がそういうのを水産林務課なりと段取りしてみんなに寄ってもらって話をする。だって世の中、言葉は悪いけれど嫌いなやつから呼ばれて行くやつはいないですよ。やはり第三者が集めてお互いに寄って話をしてもらおうというのが一番じゃ

ないですかね。

#### 岩崎健二委員長

いかくら阿久根は社団法人。捕獲隊は今おっしゃるように市が委託しているので、捕獲隊の人たちにはおっしゃることが出来るかもしれませんが、法人としてのいかくら阿久根の総会なり運営なりについては、代表者でないと案内もできないし、市がいかくら阿久根の総会をするから集まれということは、これは法的に難しいです。

〔発言する者あり〕

#### 木下孝行委員

大体この委員会の趣旨がですよ、いかくらさんと呼んで、捕獲隊も呼んで、お互いの話を聞いて、そこでこの委員会としてうまくいくように方向を持って行くという流れですから、今は両方を集めて話をする段階ではないんですね。我々が両方の話を聞いた上で提案なり要望をして、お互いがこうして話をするべきですよとか、こういう内容でこういうことで話をしてくださいというふうに、そっちのほうにこれは持って行くべきだと思うので、今いかくらさんから人を集めて話をせえとかいう段階ではまだないと思う。我々が中に入るといえるのはそういう意味だと思います。

#### 中面幸人委員

委員からも参考人からもある程度お聞きして事情が分かりましたので、また前回みたいにして、参考人からの話を聞かれた上で委員会として方向性を出しましょう。そうせんともう一緒ですよ。

#### 山田勝委員

よく分かったが。そういうことで、どんくらいあれば足つとな。

#### 岩崎健二委員長

今、山田委員がおっしゃるように、そういう金銭的なものもあろうかと思しますので、それはまだ委員会として資料請求するような段階ではありませんから、私的なものでも結構ですので、概算でもいいですので、このくらい欲しいなあというのがもしあったら示していただければと。これはもう、あくまでも参考資料程度でいいと思しますので。

ほかに、委員の皆さんから参考人に質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、参考人、並びに補助者との意見交換を終了します。

本日は、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございました。本日の意見交換を生かし、よりよい方向へ進んで行けるよう、委員会として努力して参りたいと思います。参考人、並びに補助者には、今後も委員会への出席等を求めることもあるかもしれませんが、その際はぜひ、また御協力をよろしくお願いします。

本日は誠にありがとうございました。

(参考人・補助者 退室)

ただいま、「いかくら阿久根」との意見交換が終わりましたが、もう一方の「捕獲隊」の代表、新町成昭さんから、以前、条件として提示された録画・録音がなくとも出席するとの連絡がありました。

新町さんと日程を調整した結果、次の委員会を2月24日（水）午後1時から開催し、意見交換を行いたいと思います。

これについて、何か御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、そのように決めます。

そのほか、皆さんから御意見ございませんか。

## 中面幸人委員

せっかく今日お聞きしたので、ある程度やっぱまとめないといけないと思うのでいいですか。

〔発言する者あり〕

ある程度方向性というか、今日語ったのをまとめんといかんと思うので。

私は今日聞いてやっど、まずいかくらに持って行ける状態にするにはどうするかということと、その後の問題として、ジビエ肉だけでは運営できないので、ある程度行政が予算化してくれないと始めることができないよと。いかくらにはいつでも再開できるような準備はしているということだから、あと、再開すると同時に予算もしてやらないと始められないというのは認識してもらいたいなと私は思います。

## 仮屋園一徳委員

もう一方を聞いてからでいいんじゃないですか。

## 木下孝行委員

いかくらさんが話したことは皆さんもう把握して、どうしてほしいということは分かっているわけだから、それをまたあっちにも提案して、こういう話をいかくらさんとはしたと。お宅らもそういうところは努力して持ち込むようにしてくれとかという話を各自がして、その後に総括として、両方を呼んでもう一回しなければいけないのか、委員会として決定しまうのかとかは、もう一方を聞いてからのほうがいいんじゃないですか。

〔発言する者あり〕

## 岩崎健二委員長

委員長の裁量不足かもしれませんが、委員長が今日の話なども精査して文章化して皆さんには示していきたいと思います。その中で委員長の裁量が足りない部分は、ぜひ皆さんのサポートをいただきたいと思いますが、その上で進めたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかにありませんか。

## 川上洋一委員

この次の捕獲隊が飲めなかったというときの、第二第三の手を各自考えてもらっておかないと、飲んでもらえなかったよで終わってしまえば大人の三つ子の使いと一緒にいるから、ここで語り合って知恵を出すのもいいけど、皆さん各自で多少は奥の手として考えておかないといけないと私は思います。それはビジネスのスタンスからですけど。

## 岩崎健二委員長

簡単に行く話ではないと思っています。ただ、委員会としては前回話したように、農作物の被害を軽減するためにぜひ協力をお願いしたいと、どちらにも。そういうことは委員会として強くお願いをすべきだと。それについて協力できないと言われるのであれば、また委員会は委員会として行政とも話をしながら解決できる方法を、極端な言い方をすればじゃあもうその方たちにはお願いしないで別個にお願いする方法とか、いろんな話もあろうかと思いますが、それはそれとして今後、次の24日に話をした結果を踏まえながら議論して行ければと思います。

ほかに皆さんから何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 14時22分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二